

子ども・子育て支援新制度について

いわゆる「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートする予定です。

1. 子ども・子育て関連3法と新制度の目的

平成24年8月に次の3法案が成立しました。

- (1) 子ども・子育て支援法
- (2) 認定こども園法の一部改正法
- (3) 関係法律の整備法（児童福祉法等の関係法律を整備）

新制度の目的は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、次の3つとされています。

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

新制度は、消費税率の引上げ時期を踏まえて、平成27年4月からの本格施行が予定されています。

新制度の財源として、消費税率引上げに伴う増収分のうち、約7,000億円が充てられる予定で、他の財源も含め、合計1兆円超の財源確保が目指される予定です。

2 新制度の主要な内容

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供のために

認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等を通じた給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合も共通の仕組みとなります。幼稚園と保育所の機能を併せもつ認定こども園の普及のため、認可・指導監督の一本化など制度の改善が図られます。

現在、市内に認定こども園はありません。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善のために

市町村は制度の実施主体として、地域のニーズを踏まえた上で「子ども・子育て支援事業計画」を定め、認定こども園や保育所、家庭的保育事業などを計画的に整備することとされています。また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などが図られます。

「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けて

地域における子育て支援に対する様々なニーズに応えるために、放課後児童クラブ（育成学級）、一時預かり、地域子育て支援センターなどのサービスの拡充が図られます。

育成学級の対象児童は「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へ拡大され、設備・運営基準について、市の条例制定が必要となります。

3 国の基本指針と市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく基本指針案の提示

国は、平成25年4月に設置した「子ども・子育て会議」で議論を重ね、8月に市町村子ども・子育て支援事業計画策定のための基本指針案を取りまとめました。

この中で、子ども・子育て支援の意義、教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項、そして、子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項等が示されました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画(新制度の実施主体である全市町村で作成)。

